

令和元年第5回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次	長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主	査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市川雄次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	齋藤光正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	税務課長	山田克浩
総合政策課長	齋藤稔	まちづくり推進課長	佐藤喜仁
市民課長	佐々木明美	健康推進課長	須田美奈
福祉課長	三浦純	地域包括支援センター長	畠山真姫子
教育総務課長	池田智成	学校教育課長	菊地新吾
生涯学習課長	竹内健		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから日程事項に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。

初めに、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） おはようございます。これから一般質問をさせていただきます。

ひきこもり対策についてです。

この質問は、昨年6月定例会で同僚議員も行っていますので、その記憶も掘り起こしながら質問をしたいと思います。

80代の親と50代のひきこもりの子どもが同居している世帯の生活が立ち行かなくなる「8050問題」が深刻化しています。

ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態を言います。厚生労働省では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどどせず6ヵ月以上続けて自宅に引きこもっている状態で、買い物などには外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含まれると定義しています。

平成28年の内閣府の若者の生活に関する調査報告書によると、15歳から39歳のひきこもりは、ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出できる「準ひきこもり」が36.5万人、

近所のコンビニには出かける、自室からは出るが家から出ない、自室からほとんど出ない「狭義のひきこもり」が17.6万人、計54.1万人。この調査は未回収・調査不能数が35.7%もあり、実態は推計以上に深刻と思われれます。

平成31年3月の内閣府の生活状況に関する調査報告書によると、40歳から64歳の中高年のひきこもりは、準ひきこもりが24.8万人、狭義のひきこもりが36.5万人、計61.3万人。合わせて115万人のひきこもりが存在すると推計されます。

ひきこもりによって引き起こされる課題とは、市民の担税力の低下。支援体制の構築に莫大な予算が必要。ひきこもりによって社会的貧困状態に陥る。単身・未婚世帯が増加する。年金、国保等の社会保障制度への影響。ひきこもり世帯の高齢化に伴う生活状況の悪化。生活保護世帯の増加。虐待、自殺等へ至る可能性などが挙げられます。これは大きな社会問題であります。

国も大人のひきこもりに対して本腰を入れ始め、平成30年度予算に生活困窮者支援の中の「就労準備支援・ひきこもり支援の充実」費として総額13億円を計上しました。

ひきこもりは長期化する傾向があります。長期化するほど深刻で、支援も困難になります。早期発見、未然防止が必要です。そして、何よりも本人、家族の苦しみを解消することが急務です。以下につき質問します。

(1)本市のひきこもりの現状、推計数を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） おはようございます。それでは、伊東議員の御質問にお答えさせていただきますが、(1)については担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(1)本市のひきこもりの現状、推計値についてお答えいたします。

本市においては、全戸調査のような積極的な実態調査は実施しておりませんので、現状、推計値の把握はしていませんが、今年度、社会福祉協議会が4月1日現在を基準日として社会福祉協議会の福祉員が把握している状況をアンケート方式により取りまとめしております。ここで対象としたのは、重度の障がいや疾病を抱えて外出できない方を除き、一つとして、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流がほとんどなされず、6ヵ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方、そして二つ目といたしまして、仕事や学校に行かず、かつ家族以外との交流はないが、ときどきは買い物などで外出することはある方、そして三つ目といたしまして、前二者に準ずる方でニート、不登校、非行など福祉員から見て心配な方、また、家族から支援などについて相談を受けたことがある方という、この三者についてアンケートを行ったということでございます。

また、このアンケートのための訪問調査や個別の問い合わせなどは行っておらず、あくまで福祉員が把握している内容となっております。このアンケート結果では、前述のいずれかに該当する方は32人で、うち6ヵ月以上のひきこもりが8人、買い物程度はできる方が18人、その他ニートなどの方が6人といった内容とのことです。積極的な調査ではありませんし、既にいずれかの部署で関わりが始まっているケースとの重複チェックも難しいため、少なくともこのくらいは存在するというふ

うに捉えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 伊東議員。

●4番（伊東温子君） 昨年の6月定例会では、窓口にきたり、いろいろなところでの実数で11人ということでした。何らかの支援を行い、その中の2名ほどが就労までこぎ着けたという実績があります。

この32人ですけれども、これは全市なのでしょうか。ある特定の地域なんでしょうか。というのは、32人という数字は非常に少ないように思われます。私が住んでいるところの周りを見ても、素人判断ですけれども大体10人ぐらいはおります。そうしてみると、この32人というのは非常に少ないんですけれども、これは全戸配付ではないんですか。それともう一つは、回答率はいかほどでしたでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） この32人の方がいらっしゃったという調査の仕方ですが、社会福祉協議会の福祉員が把握している内容についてアンケート形式で把握したものでございます。ですので、福祉員がこの調査のために個別に訪問を行ったりといった積極的な調査を行った内容ではございません。そして、調査の対象といたしましては、全市の福祉員を対象として行っているものでございます。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） すみません、少し分かりづらいので、もう少し説明していただきたいんですけれども、全市の福祉員の方が全戸訪問ではないというやり方なようですけれども、どのような御家庭にアンケートを持って行かれたのか。それからあと、回収率の方もお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） このアンケートは、各家庭に対してアンケート調査を行ったものではなく、社会福祉協議会の福祉員が把握している内容をアンケート形式で社会福祉協議会の方で取りまとめを行ったものでございます。社会福祉協議会の福祉員は、にかほ市全体で139名の方いらっしゃるようですが、そのうちの92名から回答をいただき、回答率といたしましては約66%の回答率があった内容の集計となっております。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 分かりました。すみません。福祉員の方にアンケートしたということですね。それで、その内容と、それから——まず内容について、それから、その結果をもちまして、市のひきこもりに対してどのような傾向があるとか、そういったことをまとめられていたら教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） まずアンケートの内容でございますが、先ほど答弁いたしましたように、福祉員が担当する地域に仕事や学校にも行かず、ほとんど外出しない方、6ヵ月以上外出していない方、あるいは仕事や学校には行っていませんが買い物などは出かける、そしてまた、ニートなどであるけれども仕事には行っているような、きちんとした戸別訪問をしたわけではないので、

ニートなどの状況はあるようだが、そういった人の中でちょっと福祉員の主観でちょっと心配だなという方がいるか、この3点についてアンケート調査を行ったということでございます。

その中で、まず自分の地域にそういった心配な方がいるかないかというのが、まず設問としては一つでございますし、あと、その方のもし分かれば年齢構成がどういった年齢の方なのか、また、どういった家族構成になっているのかというふうな、そういった内容について設問をしているようでございます。また、そのひきこもっている期間、これも分かれば、おおよそ福祉員が把握している内容でございますが、ひきこもっている期間、そしてそのひきこもりに至ったと思われる経緯、そういったものをアンケートとして取りまとめております。このアンケート自体は10月末でアンケートの集計が出たというふうなところでございまして、まだそのアンケートの内容の分析、そういったものは市としてはまだ行っておりませんが、社会福祉協議会の方では、この相談の窓口の周知などが必要であろうかというふうな内容の報告を受けております。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） ようやく一歩踏み出したのかなという感じです。これから、よりきめ細やかな調査を行っていくことと思いますので期待しております。

(2)にいきます。

(2)本市のひきこもり支援の現状と課題について伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(2)の本市の引きこもりの支援の現状と課題についてお答えをさせていただきますと思います。

現在、市の福祉部門、あるいは社会福祉協議会を初め社会福祉に携わる団体のいずれにおいても、引きこもりに特化した相談窓口、あるいは支援事業はありません。これまでさまざまな相談に対して、その主訴、訴えに応じて、市あるいは民生部門の各課や社会福祉協議会、あるいは福祉サービス事業所や民生児童委員等が、それぞれの立場に関わり、背景に複数の課題が見受けられた場合には、適宜情報を共有しながら連携をして協働で支援に当たってきたというのが実態であります。

御質問の冒頭で御指摘されたように、いわゆる8050問題に該当すると思われる事案においても、その対応は同様でありました。こういった世帯では、親世代の介護サービス利用等に係るケアマネージャーが世帯に関わり、見守り、状況に変化が見られた際には速やかに対応しているのが実態であります。そのような中で引きこもりによるSOSを発信していると思受けられた際には、生活困窮者自立支援事業を主とする連携のもと、引きこもりに至った要因等、世帯の抱える課題を見きわめ、方策を検討し、状況に応じた支援を行っているというのが事実です。

社会的弱者となるに至る要因には、それぞれ課題が千差万別なんですけれども、引きこもりに限らず、今後も情報を共有し、連携しながら協働で支援に当たっていきたくと思っております。

なお、引きこもりはリスクの高い状態であるということを、本人も家族も自覚、認識していない、家計の中心となる者が健全な間は将来の貧困を危惧していない、あるいは自覚、認識があっても、わがままによるとの思い込みから話したくない、隠したいという意識が強いこともあります。長期

の引きこもりを防ぐには、やはりなるべく早い時期の対応が必要です。引きこもりとは、どのような状態であることなのか、そして、どのようなリスクをはらむのかということの啓発並びに身近な民生児童委員の存在と福祉総合相談窓口を初めとする相談体制を遠慮なく利用していただきたいことの周知を図り、いかにSOSを発信してもらいやすいか、あるいは、それによって潜在的なものを顕在化することができるかが課題となっていると思っております。

また、引きこもりから立ち直り、その後の生活を維持するためには、就労に至ることが重要な契機となります。生活困窮者自立支援事業の委託先である社会福祉協議会と市内の一事業所との間で、体験就労受け入れをお引き受けいただくための覚書を締結しておりますが、こういった協力事業所を増やしていくことも課題の一つと捉えています。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 昨年の6月定例議会で同僚議員が、地域の人手不足の中、引きこもりの人たちが地域を担う人材として活躍できるよう、地域や事業所と連携して支援する取り組みができないか、市が取り組むことで引きこもりの方たちを取り巻く地域の環境、あるいは市内の空気が大きく変わるのではないかという問い掛けがあり、市長は少し検討を加えて、そういう地域がつくり上げられたら豊かな社会になっていくのかなと思いますので、ぜひ検討してみたいと答えております。ハードルの高い難しい課題ですが、社会投資と捉えても、その費用対効果は高いと思います。市長の求める地域力にもつながっていくことだと思います。もう一步踏み込んだ調査とか、それから相談、そういうものをもう一步踏み込んで、例えば、やはりその抱える問題は多岐でありますので、その調査にもう少し踏み込んで、そしてにかほ市のどういう課題がそこにあるのかということ調査していく、それから、もう少し積極的な関わりを持っていくことなど、そういうことは考えられませんか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問にお答えをさせていただきますが、引きこもりということについても、私も経験上、何件か対応させていただいた経験がありますので申し述べさせていただきますが、やはり大人の引きこもりと子どもの引きこもりは、またこれ全く別です。大人の引きこもりについても、これもまた種類が分かれていきます。特に何らかの障がいをお持ちで手帳をお持ちの場合は、福祉サービスと直結、繋がることのできることで、比較的介入しやすいという利点があります。しかしながら、そうではない方々については、正直なところ、これを掘り起すことが難しいというのが私の実体験からもあります。何らかの手帳をお持ちで、知的、身体、精神の手帳を持っている方については、福祉事業所が市内各地に点在しておりますので、そういう方々が訪問したりして利用につながっているというケースが今非常に増えていますが、そういう方の場合については、いわゆる引きこもりという状態でも社会に復帰させて社会参加をさせるということについては可能だと私は思っています。全部とはいいいませんが。しかしながら、今言ったような家庭内の事情の中で見えないものになっているものを掘り起すのは、何回も同じこといいますが、非常に難しいというのが実感です。おっしゃることも分かるんですが、家族の皆さんが、今その引きこもり状態は、本来私どもから見れば尋常ならざる状態だと、非日常の状態だというのは私から見れば

思うんですけども、家族の皆さんはそれが常態化してしまっているから日常化になってしまっているんです。だから、私たちから見れば好ましい状態じゃないよねと思うようなところも、家族にすれば放っておいてくれと、今の安定した状態に手を触れないでくれというようなことを言われるんですね、やっぱり。そうすると、積極的に介入することが、その時点で良いのか悪いのかということは、これ非常に逡巡するところです。大切なのは、やっぱり初期段階なんです。特に子どもの段階、初期段階で家族の人たちが、これは問題だよと危機意識があってSOSを発信できる段階のときに、どのように介入するかということ、これがやはり大切だと思います。ある程度長期化してしまうと、これはもう長期戦です。なかなか厳しいというのが私の実体験です。調査をするというのは、これは個人情報との壁もありまして非常に難しいというのが今の現状であるということをお理解いただきたい。先ほどのアンケート調査についても、家庭に入れない。そうすると、社会福祉協議会では、福祉員の方にアンケートを取るの、まず今のところ精いっぱいだということの現れだということも理解していただきたいなというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 非常に難しい問題だと思います。ただ、できるならば、このアンケート調査ですけれども、回収率が66%ということで、これを何とかもう少し掘り起こしできたら、そして、にかほ市の引きこもりの課題ですか、傾向とかそういうものを把握した上で策を練り直すということも大事だと思いますので、調査の方を求めます。

さっき市長も触れましたけれども——(3)の質問に移らせていただきます。

不登校対策、自立に向けた若者支援、家庭教育支援の現状と課題、予防策をどう考えているか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） この質問に対しましては、私の答える部分と教育委員会が答える部分がありますので、まず私は前段で答えて、その後、教育長の方で答えると思います。

まず、(3)の不登校対策、自立に向けた若者支援、家庭教育支援の現状と課題、予防策をどう考えているかについてですが、自立に向けた若者支援についてですが、先ほどの社会福祉協議会が福祉員に調査してまとめた人数32人のうち、15歳から39歳の引きこもりは13人となっております。実際はそれ以上いるのかもしれませんが。正確な人数や引きこもりの状況、原因など、実態の把握が先ほどから申し上げておりますように大変難しい状況にあることが現状でもあり、課題でもあります。そのため、まずは本人だけでなく、家族や親せき、知人が気軽に相談できる環境づくりを進めていく必要があると思っています。福祉相談窓口や社会福祉協議会の総合生活相談室など、相談体制の周知を図り、相談する意識を高めるとともに、状況に応じてより専門性が求められる場合には、秋田県ひきこもり相談支援センターの支援や連携による対応も図ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、私は伊東温子議員の1の(3)の不登校対策並びに家庭教育支援

についてお答えいたします。

まず初めに不登校対策についてお答えいたします。

不登校児童・生徒については、全国的に年々増える傾向にあり、本市においても同様な傾向にあります。令和元年7月末に調査したその結果では、不登校またはその傾向にある児童・生徒数は小学校は3人、中学校が10人です。そのうち全く学校に来ていないという子どもは1人で、あとは休みがちであるが登校はしております。

不登校の要因ですが、多岐にわたっておりまして、昔のようにいじめとか友達関係とか、そういうことだけでなく、学校生活への不安とか怠惰、それから集団生活の不適応というものがありますが、本市の場合は主に家庭生活の問題が、これが要因の大きな一つとなっております。学校では、そういう状態なので、毎日のように電話をかけてみたり、家庭訪問しながら保護者との相談、または連携を密に図っているところであります。そしてまた、自分たちでは対応できないという場合は、カウンセラーなどの専門機関に相談する機会を設けたりして支援に当たっております。

教育委員会は、今、教育研究所に教師の校長先生のベテランの教師を非常勤講師として配置しまして、つまり不登校担当として、学校や保護者との情報交換や家庭訪問、そして各学校に毎週出向いて気軽に相談できる体制を整えております。そしてまた、由利本荘市とにかほ市が共催でやっている適応教室が由利本荘市にあります。名前は「ふれあい教室」であります。カダーレの中にあります。そして、そこに私たちも環境を変えて、そこで頑張ってみませんかというふうに呼びかけたところ、今、市内の子ども2人がそこで一生懸命に勉強をしているところです。

それから、平成27年度に市としていじめ・不登校等問題連絡会議というものを組織しました。それは、今までは学校と教育委員会だけのいじめ・不登校の対応でしたが、それではいけないということで、警察、それから児童相談所、臨床心理士、それからPTA、そして青少年育成に関わる関係機関の代表によって組織されたいじめ・不登校等問題連絡会議を定期的に今開催しまして、不登校・いじめについての現状を共有化して、まず専門的なそういう人方からいろんな意見を聞きながら、ケース会議を開きながら対応策を協議しているところであります。

このように学校や家庭、関係機関との連携を密接にしながら、学校復帰、最終的には自立です。社会自立に向かうように努力していますが、なかなか効果として上がっていないのが実情であります。そこで、今後は新たな視点から取り組んでいきたいと思っております。

まず一つですが、子育て長寿支援課と学校教育課が、より密接に、今も密接にやっていますが、もっともっと密接につながり、関連をつけながら、0歳から15歳までの15年間という長いスパンで子育てを考えていくということです。今はどちらかといえば就学前、就学後と、そこに分けられている。でも、就学後に、小学校に入ってきたときに、もう既に対応が遅れているという保護者、それから子どももいます。だから、妊娠のお母さんの時代から、それから出産から、0歳からやはり15歳までの長いスパンでそれを学校教育課と子育て長寿支援課が共同しながら、関連付けながら指導、支援をしていけば、その就学前と就学後のギャップがなくなるんじゃないかということです。そのことは、やはり組織改革というふうなことも考えていかなければいけないというふうに思います。これが一つです。

二つ目ですが、今年度から始まっている地域包括支援センターとの連携です。

この地域包括支援センターで行われている地域包括ケアシステム、この活用であります。活用というよりも、それとの連携であります。確かにこの包括システムは高齢者を対象としておりますが、その高齢者の中にも引きこもりでなかなか社会的なつながりができない、そのためのこのシステムですから、高齢者だけでなく、やはりこの不登校、またはひきこもり、そういうものも連携しながら活用していくべきだというふうに思います。確かに不登校の子どもたちの保護者といろんなことを話せば、地域社会とのつながりがなかなか持てないというふうな家庭が非常に多いです。つまり、自治体で、地域で孤立する可能性がある。それを今やっている包括ケアシステムの中で、いろんな立場からそういう人方に立ち合っていく、そして対応していく。今までは学校と教育委員会でやっていますが、そうじゃなくて、地域全体としてそういう人方に対応していくというつながりを持つべきだと思っております。つまり、この地域包括ケアシステムの基本的な考え方です。市民誰もが大切な社会資源であるということが基本的な考え方でありました。つまり、不登校であろうが、ひきこもりであろうが、市民にとってあなたは大事な社会資源であるということを、やっぱりその家庭の親にも、それから子どもにも、また、私たちもそういう意識を持って対応していく必要があるんじゃないかということです。つまり、地域で不登校関係、ひきこもりというものを、もう一回そのために何ができるかということ、教育委員会と、それから学校と地域と連携しながら、包括的にそういう子どもたちを自立させる、最終的には自立です。自立させるためにどういうふうを考えていけばいいのかということの取り組みを構築していきたいなというふうに思います。

いずれ学校現場は、子どもたちが通いたくなる、本当に魅力ある学校づくりに、先生方が一生懸命頑張っています。でも、なかなかそれに対応してくれない子どもたち、保護者もおります。でも、教育委員会も今、不登校の子どもたちが学校復帰ができる、私は学校復帰よりも最終的には自立なんだと、学校に来なくなつていろんな場で今は勉強できますから、ふれあいだろうが、それから今、フリースクールであろうが、いろんなところでできます。だから不登校の子どもたちに、例えばどこの小学校じゃなくて、そこでできないとすれば別な学校で勉強したいと、そして、環境を変えてやりたいと、そういうことも私たちはいつてるんですが、なかなかある中学校の子どもは、私に相談して、まずなかなか行けないと、今の学校に行けないと。じゃあ別の中学校に行ったらどうですかということで象潟中学校を卒業しまして、今、由利工業で一生懸命頑張っています。だから環境を変えることも一つの方法だと思います。その学校に復帰させろ、行け行けじゃなくて、別の学校で、そういう意味ではもっともっと子育て長寿支援課と今言ってる地域包括ケアシステムという方と一緒に連携しながら、全体的に市として取り組んでいく、そういうふうにして努力していきたいと思っております。

次に、家庭教育支援の現状と課題、予防策についてですが、教育委員会の生涯学習課では、平成29年度に家庭教育支援チーム「ほんわっか」を発足しました。そして、昨年度から開始しております。開始していますが、なかなか周知されていません。そして、活動そのものもなかなか見えてきません。でも、メンバーは元教員、それから保育士、そういうOBの方々、それから主任、児童委員、そういう方が9人で今構成されております。そして、活動の内容ですが、これはひきこもりと同じような

状態ですが、子育てと同じですが、子育て中の保護者の悩みや相談を受けながら、家庭と地域や学校を繋いでみたり、専門機関への橋渡しのお手伝いをする、そういう役目がこのほんわっかであります。そして、今、各学校から要望ありまして、PTAのときに出張しまして、そして、保護者にいろんな相談とか、また、ある意味では悩みとかそういうものを受ける、そういう機会を今受けております。そして、保護者が気軽に相談できる場として毎月10日に金浦公民館で「ほんわっカフェ」というものを開催しております。それを見れば、ときどき様子を見れば、二、三人の子どもと、それから親御さんが来ております。そして、その中でこのほんわっかの皆さんがいろんな指導、又は悩みとか相談を受けているところです。ほとんどその利用者は、未就学児の保護者ですが、ある意味ではまず就学児の保護者も来ればいいなというふうに今呼びかけているところです。

この事業を開始することにより、なかなか成果として見えないんですが、こういう成果があります。つまり、地域社会の繋がりが今希薄化しています。その中で保護者が、やっぱり自分の子どもの就学における状況変化に、まず迷う場合もある。その場合、迷った場合に、どうやって小学校に入れればいいとか、どうやって子どもの指導をすればいいかと迷っている。その迷いにうまく対応できるように、そういうほんわっかの先輩の人から聞いて対応できるようになりました、そういう保護者もいます。また、孤立しないで、今までは自分で悩んで悩んでいた。でも、悩まないで相談することによって、先輩たちはこういうふうに育てているんだと、そういうことを聞きながら、適切な判断、それから適切な選択、つまり、どんなふうに、この場合どういうふうにして選択すればいいとか、こんなふうな道に行けばいいとか、そういうことが的確にできるような保護者も出てきているような感じいたします。こういう見えないこの効果が、なかなか市民の方に見えないんですが、でも見えるように、年度当初に生涯学習課のすすめという冊子を掲載し、その中に周知するように今努力しているところであります。そして、小・中学校の保護者にも配付しております。この生涯学習のすすめ。それから、就学児健診あります。金浦地区、それから象潟地区、それから仁賀保地区の就学児健診ありますが、その就学児健診のときにもこの生涯学習のすすめを渡ししながら、そして学校の様子とか、または子育てとか、そういうもののどういうふうにしてやればいいのかというふうなことを紹介しているところであります。

今度は未就学児に限らず、不登校並びに引きこもりまで相談できるような、そういうふうなほんわっかの活動に広げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 不登校対策、家庭教育支援の現状について伺いました。

子育てと学校との横のつながりを密にしていく、これは非常に良いことだと思います。ばらばらな相談窓口であったり、対処の仕方であったりしないように、一つの窓口で、例えば子どもの相談窓口、そういうものがあつたら非常に子育ての上で親御さんたちにとっても心強いものになるだろうと思います。以前、長野県に行きましたとき、もう部局が教育委員会と福祉部局が同じ課で、こども課という課で運営されておりました。そこに行けば、何でも子どものことが相談できて分かるという、画期的なものでした。福祉部長は教育長が兼務っていうんですか、されておりました。こういう画期的なところでありましたけれども、今思ってみると非常に進んだことだなと感心しており

ます。

それから、包括支援ということに関してですけれども、これも私も生活支援体制整備事業、これ始まりましたけれども、これの拡大になっていくものなのではないか、全世帯を囲むそういう地域の生活支援ということで進んでいくのかなと。そしてまた、そのスタッフもそういう関係の人たちが担っていくのかなということを感じておりました。言うは易く行うは非常に難しいと思います。包括支援、とても実際問題としては難しいことだろうなと感じております。

不登校と引きこもりの要因には非常に共通したものがあって、調査を行った不登校生徒の18.1%が20歳前後の時点で進学も就労もしていない、そういう状況にあります。それから、引きこもりの中でのその不登校体験者は、ほかの不登校を経験していない人の6.7倍に当たるという数字も出されております。こういったことは、核家族化、地域との繋がり希薄化、親の孤立化、身近に親としての手本がない、ネット等で子育て情報が氾濫しているなどの社会変化が子どもも親も孤立させて、自立した大人になれない、これがこれらの社会問題や事件の原因なのではないかと考えております。その意味でいえば、家庭教育の支援が絶対的に必要になってくるのだらうと思います。家庭教育支援、これのチームが平成29年にできたという話で、これが核になっていくのかなと思います。ただ、そういう相談窓口やそういうところに出向く親御さんは、本当に支援を必要としている、その親御さんとは限りません。必要な家庭に、どう行き届けていくか、これが課題だと思います。そうした中、この間、研修にまいりましたが、先進地の取り組みとして訪問型家庭教育支援というのがあります。これは全戸ではなく、例えば小学校1年生の家庭を全戸訪問します。こういうベルト型の家庭教育支援という形もあります。それから、家庭教育支援条例というものをきちっと作って、その中で個人情報の特別措置もして向かっているところもあります。それから、先ほど申し上げましたように、子育てに関する行政の福祉保健部局、または教育委員会を一元化し、教育相談も子育て児童相談も受けもつ、さらに学校や医療機関、民間支援機関との連携も強化するといった、そういう取り組みをしている自治体もあります。あと、社会変化によりまして、なかなか出てこれない、相談も受けたくない、そういう方もいらっしゃると思うんですけれども、やっぱり社会の変化に伴ってICTの活用、こういうことも考えていかなければいけないのではないかなと思います。

以上、先進地の例を挙げましたけれども、こういうことに対するもしお考えがありましたらお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今、縷々研修事例をもってお話をいただきました。先ほど教育長からお答えさせていただいたように、私どもとしても、1部1課1局だけで解決できるものではないというふうに思っております。今年の春からは福祉総合相談窓口も設置しながら、福祉部門においても老人福祉の相談に来られても、それから児童に繋がるとか、障がいに関わるとかというような仕組みづくりを整えたところであります。窓口はたくさん作るべきだと私も思います。しかし、その窓口が多々分散して連携していないということは、これは効果が上がりませんので、先ほど来ずっと答弁の中でも申し上げておりますように、連携をするということは必要です。その中で例えば何らかの仕組みが障壁になっているんだとすれば、今、議員がおっしゃるように、その障壁になっている部分を

取り払いながら、どなたでも、誰しものが、今それこそSDGsじゃないですが、1人も取り残さない社会づくりをしていきたいというのが私の考え方でもありますので、議員のお話については、これについて十分に私の方でも心に留めさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） そうしたいろいろな要因で引きこもってしまった方々、そういう方たちの種火を絶やすことのないよう、きめ細かい対応で、地域の担い手として活躍できるような支援を考えていくことを切に希望します。

常日頃、弱者に寄り添う高い水準での豊かなまちづくりを目指す市長の姿勢をいつも感じております。住民も一人一人がその担い手になれるよう希望してやみません。

これで質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 最後の質問者になりましたので、よろしくお願ひいたします。

初めに、教員の変形労働制についてお伺ひいたします。

安倍政権が公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入する法案を提出したことに批判が広がっておりますが、昨日、参議院文教委員会を通過したようであります。

「1年単位の変形労働時間制」は、繁忙期に1日10時間労働まで認め、閑散期に労働時間を減らし、平均して1日当たり8時間に収めるという制度であります。政府の導入の口実は「授業がある日は長く働いているのだから繁忙期として労働時間を延長し、その分、夏に休みがまとめて取れるようにする」というものであります。学校は業務であふれております。それでも退勤定時が歯止めになっており、それを目処に会議や打ち合わせを終わらせ、そこから各自の授業準備などの時間となります。退勤定時が1時間から2時間後にずれたら、会議などがその時間帯に設定され、帰りが遅くなるのが目に見えております。働き方改革というのに、なぜ退勤時間を遅くするのか。夏が来る前に体を壊す先生が続出すると指摘されております。

子育てや介護との両立についても、連合の調査で6割の教員が困ると答えております。教員の労働条件の悪化が、子どもの教育に与える影響も心配されます。

問題解決には、国などが学校に課している不要不急の業務をなくし、教職員を増やす以外にはな

いと思われます。制度撤回を求めるネット署名には「こんな制度を導入されては、仕事が続けられない」など若い教員の書き込みが多数あります。市区町村教育長アンケートでは、導入賛成13.6%、反対42.2%に上っております。教育現場の教員たちからも、法案は撤回すべきとの声も多数あがっております。このような働き方では、教育の場にも大きな弊害が出てくるのではないのでしょうか。見解を求めます。

次に、国保税について、「納めたくとも納められない」世帯には正規の保険証の交付をということで質問いたします。

全国どこでも高すぎる国保税が住民の負担を重くしております。2017年の全日本民医連の調査では、無保険になったり、正規の保険証を取り上げられたりなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたため死亡した事例が63人に上るという深刻な事態も起こっています。

東京都を例に挙げると、23区に住む給与年収400万円世帯が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担が19万8,000円ですが、同じ年収で同じ家族構成の世帯の国保加入ですと、保険料は42万6,000円と実に2倍以上の格差が生じております。この25年間に1人当たりの国保料が6万5,000円から9万4,000円に引き上がった結果であります。しかも同時に国保加入世帯の平均所得が276万円から138万円に半減しております。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険に比べて著しく不公平で庶民に重い負担を強いる制度になっているのです。高い国保税の解消には、全国知事会や全国市長会から「1兆円の公費負担増をして税の負担軽減を」とする国に対する要望が提出されており、私自身もさらなる後押しを、さきの6月定例会の一般質問で市長に要望したところであります。

今の国保制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を一時的・臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。つまり「一時的に困った人は助けますが、ずっと困っている人は助けない」という矛盾した制度になっております。こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下まわる人に重い保険料を課したり、所得が基準ぎりぎり上回る「境界層」が国保税を払うことにより所得が基準以下になるケースが各地で発生しております。そして「納めたくとも納められない」ケースが短期あるいは資格証明書につながり、特に資格証明書で受診すれば窓口で一時10割負担では本末転倒ではありませんか。「納めたくとも納められない」世帯には、正規の保険証を交付しても良いのではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の1の教員の変形労働時間制についてお答えいたします。

この教員の変形労働制につきましては、昨年の12月の議会で佐々木春男議員から御質問がありましたので、答弁内容が重なりますが、よろしくお願いたします。

教育委員会としては、この制度については、まだまだ検討、改善の余地が残されており、早急に導入すべきではないと考えております。その理由として三つほど上げたいと思います。

まず一つ目は、確かにこれを導入することにより、ふだん忙しい分、長期休業中に休めるという、

そういう利点はあるのですが、実際この長期休業中は、ほとんど休める状態ではありません。保護者面談、国や県や各団体から開催される研修会に参加しなきゃいけない。それからスポ少大会、部活動も盛んであります。そういうことから先生方は、ゆっくり休みを取ることができない現実であります。

二つ目ですが、国や県の方の、または周辺の自治体の教育委員会との調整がクリアしなければできないということでもあります。つまり、国や県のそういう周辺の自治体が開催される研修会には出なければいけません。だから私たちが出ないということはできませんので、やっぱりその調整が必要だということです。

三つ目は、秋田県の教育委員会そのものが今動いていないということでもあります。まだはっきりしていないということでもあります。

このように時間外業務を行わない体制が整備されておられません。また、教育関係者の意識も、改革も整ってありません。このような状態で導入したとしたならば、まさに1日10時間勤務が常態化する危険性があります。そして、今よりも長時間労働を迫認、または助長することにつながりまして、ますます先生方の中にはストレスを感じ、そして容易でない状態になる可能性につながります。

この教員の変形労働時間制を早急に導入するよりは、今私たちが教職員多忙化対策委員会を今定期的に開催しております。その中で、いかに教育委員会と教育現場が多忙化の解消のためにどんな取り組みをしていけばいいのかということを考えていくことが、むしろ大事だというふうに考えています。

先日のその多忙化委員会では、各学校の業務の見直しとか意識改革が紹介されました。例えば院内小学校とか金浦小学校、今、全小・中学校がコミュニティスクールやってますから、その運営協議会の中で先生方忙しいから朝の交通指導とか帰りの下校指導は自治体に、俺方に任せてくれという話になって、先生方がまず出ないで子どもたちとふれあうということができるようになったそうです。これも一つの業務の見直し、意識改革につながるんじゃないかと思います。平沢小学校は、毎日一人勉強をやってくるんですが、その一人勉強を見て、判子を押ししたり朱書きする、これも先生方の重要な仕事ですが、これも毎日となれば忙しい、忙しくて大変です。そのために平沢小学校は1週間に1回、まず一人勉強なしに、保護者に、家庭に帰すと。家庭に帰ったら、お父さん、お母さんと一緒にふるさとの自然、または歴史・文化、または地域のそういうものに触れて学ぶというふうな平沢デイという、そういう行事を作ったそうです。そして一日の一人勉強なしにして、先生方がまずノートを見ないで済むということを少しずつ考えているんです。ただ、各行事を推進しようといっても、昔からやっている行事をいきなり新しい校長が働き方改革だからとやめるとなれば、やっぱり地域とか保護者とかいろんな関係でやっぱり批判も受けるし、その意味では運営協議会あたりで、やはりそういう地域の行事そのものも変えていくとか、そういうことを今話しているみたいです。

教育委員会では、まず夏期休業中のお盆休み3日間は今までは休みでなかったけれども、その3日間は休みにしました。本当は私たちは5日間にしたかったんですが、ところがその5日間終わった後に本荘由利の水泳大会があるために、先生方からそのところを5日間休ませれば俺方練習できない

から何とか3日間にしてくれないかといわれて、まず今のところ3日間にしたんです。でも、私たちは5日間にしながらか、そしてその水泳大会を、水泳連盟と協議しながらずらして、先生方がお盆に休めるように、そういう計画を立てています。

そしてまた、夏の研修会もいっぱいありますが、それを一つにまとめました。そして、冬の冬期研修は私たちは持っていません。まず先生方がゆっくり休んでくださいということで、冬期研修も今やっております。

そういうことを通しながら、先生方が長時間労働を是正しようという意識は高まっていますが、現実に毎日の仕事をやっていけば、非常に長時間労働は減少しないのが、まず今の実情であります。でも私たちは、やっぱり教育現場と協力しながら業務の改善に取り組む一方、先生方が今一生懸命やっているその仕事に成就感を感じ、健康で子どもたちの成長とか伸びとかそういうものを感じたときに、喜び、感激、そういうものを満たすことによって充実感とか成就感、やって良かったなど、そういう気持ちを持つように教育委員会と一緒に、保護者と一緒に頑張っていこうと、そういうための環境づくりをやっていこうと今、教育現場と協力しながら進めているところです。

そういうことから、この変形労働制の導入については、今は私は考えておりません。

そして、佐々木春男議員の御指摘もあるように、多忙化解消の今の特效薬は、教職員の定数を増やすことです。これしかまず今のところないと思います。いくら業務を改革するとかいふようなことを現場に考えろといっても、現場の先生方は保護者や地域の要望もあれば願いもあれば、子どもたちの思いは成長も伸びもあれば、そういう考えは今の業務を徹底的に縮小して変えていくというのはなかなか難しいんです。それよりは、やはり国がやるべき教職員の定数を増やして、先生方がゆっくり子どもたち一人一人に接しながら、そして一人一人の伸びを感じながら当たっていくような、そういう体制をつくっていかねばいけません。そのために教育長会議、または全国の教育長会議、県の教育長会議、それから校長会、そういういろんな団体と連携しながら、諦めずに国に対する教員の増加配置を強く要望し続けているところでもあります。以上であります。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、私からは2の御質問に対して御説明をさせていただきたいと思っております。

現在の国保加入世帯については、毎年9月末の一斉更新の際に被保険者証を郵送しております。更新の際には、前々年度以前に滞納がある世帯について、庁内の被保険者証返還等審査委員会において、これまでの納付状況や世帯の状況を確認し、それぞれに応じた有効期間を定め、短期被保険者証の交付を行っているところであります。

短期被保険者証の交付については、来庁していただき、納税相談を行い、生活状況を確認した上で交付をしており、医療機関の窓口では通常の負担割合を3割で受診することができるようになっております。

また、資格証明書については、短期被保険者証交付後、一定期間、全く納付がなく誠意がない滞納世帯に対して交付を行っているところであります。

なお、資格証明書の発行の際には、その前段で納税できない特別な事情があるかどうか弁明の機会を与えており、特別な事情等の届出を提出するよう通知しております。その提出もない世帯に対しては、資格証明書を交付していますが、これらの世帯については納税相談により今後の納付計画の確認や生活状況の確認を行い、納税があった場合には医療機関の窓口で3割負担となる短期被保険者証の交付に切り替えております。

しかしながら、国民健康保険は相互扶助の制度であるため、被保険者間の負担の公平を確保し、健全な財政運営を維持するためには、さらなる滞納額の減少に努めなければなりません。そうしたことから、短期被保険者証は3ヵ月、あるいは1ヵ月ごとの更新としており、更新の都度行う納税相談は、分納による納税喚起のみならず、滞納者との接触機会の確保として非常に有効なものと考えております。このようなことから、今後も引き続き滞納者との話し合いや生活状況の把握等が必要だと考えておりますので、御相談をしていただき、短期被保険者証をお渡しするというやり方が望ましいのではないかと考えております。

ただ、一方で資格証明書の交付については、できるだけ納税相談などに導き、これをストップしているというのが今の現状であります。現在の資格証明書を付与されている方々は、長らく固定化されております。現在、複数の担当課に対して、短期被保険者証への移行のみならず、扶養者の社会保険への加入や、もし仮に生保に該当するような状況であるならば、その実態について訪問して把握するよう指示をしたところであります。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 教育長の教育に対する熱意を感じることができました。

今、全国の公立高校では、毎年5,000人の教員が精神疾患で休職に追い込まれ、自ら命を絶つ事件もあるということであります。この長時間労働、現在も行われておる長時間労働で、まず問題になるのは、一つは教員の時間外勤務を校外学習、学校行事、職員会議、非常災害に限定したところに一つの問題があるのではないかというふうにいわれております。この変形労働制導入に当たっては、参議院の審議の中で導入とりやめについて残業時間の上限を遵守できない場合は教育委員会の権限で可能という答弁があるそうです。導入とりやめについては残業時間の上限を遵守できない場合は、教育委員会の権限で導入とりやめは可能という答弁があるそうです。そういうことも踏まえて当たって欲しいと思いますが、何よりもこういう先生方の負担が多くなりますと、先ほど教育長がおっしゃったように子どもへの影響が一番心配されるところでありますので、ぜひ——ぜひというよりも——教員の夫を過労死で亡くした方は、教員がお手本となり子どもたちに向き合える働き方が願いですと述べておるようです。教育長もおっしゃったように、何よりも子どもたちの成長、発達に関わることでありますので、教員が元気に心に余裕を持って子どもの教育に当たれるよう、環境を整えてやることが求められると思います。どうか常にそういうところを踏まえて対策を講じていただきたいものだというふうに思います。

それから、国保の件についてですが、短期証、分かれば恥ずかしいとかということで受診をおくらせたりする場合もあるようですし、特に先ほど申し上げたように、窓口で一時、資格証明になりますと10割負担でいかなければ、お金がなくて払えないのに窓口で10割負担というのは、ちょっと

おかしい話ではないか、矛盾した話ではないかというふうに、矛盾というかそれこそ先ほども言いましたように本末転倒ではないかなというふうに思います。現実には国保短期証をやめている、資格証明はもとより国保短期証もやめておる自治体もあるようです。これでいきますと、この資料でいきますと、横浜市の場合は、そういうふうをやめておるようであります。厚労省では、短期証や資格証明書交付の際は、機械的に一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するよう求めているというふうにあります。納めたくとも納められないというのも特別な事情ではないかと思いますが、そういう資格証明とか短期証を持っているがゆえに受診をおくらせてしまう、それで取り返しのつかないことになるということにならないように、資格証明とかじゃなくて正規の保険証をやるべきだというふうに私は考えます。決して保険料はもらわなくてもよいということではないので、先ほど市長もおっしゃったように、やはり生活の困窮によっては生活保護の方に導いていくとか、そういうことをしながらでも正規の保険証を与えるようにすべきだというふうに思います。これは国民にとっての受診する権利といたしますか、そういうものを、こういう状況の困難なものに対しては平等に与えるというふうな観点からも、私は納めたくとも納められない方には正規の保険証を与えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどのちょっと繰り返しになりますが、資格証明書については、平成25年前後に発行して以来、市としては発行していないということになっております。現在、固定化されている、その当時の方々に現在も資格証明書が固定化されているのは7件になっております。そのうち社会保険に移行できるのではないかといい方もおります。御家族のですね、ということもありますし、生活実態として一般質問の当初の質問内容にもありましたように、生保を超えてしまっている方ももしかしたらいるのではないかといい、それを生活実態の把握が十分になされていないというふうに私は見受けましたので、資格証明書の交付者については、一回ちゃんとやっていただいて、資格証明書については段階として、資格証明書についてはこれは私は交付をやめていきたいというふうに思っております。

短期被保険者証については、先ほど言いましたように、税の公平性ということもまず一つありますが、納税相談ということの相談の窓口として有効的に機能しているというふうに捉えることができるとするならば、これを早期にやめるということが好ましいのかどうか、もしこれをやめてもちゃんとした納税相談の道筋がきっちり立てられるかどうか、これは納税相談プラス生活相談まで繋がれると私は思っていますので、その相談のあり方が確立できれば、議員がおっしゃるような対応も可能かとは思いますが、現時点で、今そこまで私も自信を持って言えないので、短期被保険者証については、これを現時点で廃止するという方向ではないと答えざるを得ないと思います。

●議長（佐藤元君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時30分 散会
